

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立赤城青少年交流の家組織及び事務分掌規程

平成18年4月1日制 定
平成20年4月1日改 正
平成26年4月1日全部改正
平成27年4月1日改 正
平成29年4月1日改 正
平成30年4月1日改 正
平成30年7月1日改 正

(目的)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構組織規程(平成18年独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第1-1号)第13条の規定に基づき、国立赤城青少年交流の家(以下「本所」という。)の組織及び業務分掌については、他規程等に定めるもののほか、この規程に定める。

(定義)

第2条 この規程において、業務とは、本所における事務事業をいう。

(組織、職制)

第3条 本所に、企画指導専門職、事業推進係、総務係、及び管理係を置く。

2 企画指導専門職に、主任企画指導専門職を置く。

3 事業推進係、総務係及び管理係に、係長及び必要に応じて主任を置く。

(事務分掌)

第4条 企画指導専門職においては、次の業務を所掌する。

- 一 教育事業の企画、実施、評価、報告及び成果の普及に関すること
- 二 教育事業に係る青少年教育団体等との連絡調整に関すること
- 三 教育事業に係る安全管理に関すること
- 四 青少年教育に係る調査研究並びに教材及びプログラムの開発に関すること
- 五 研修プログラムに対する調査・研究及び指導・助言に関すること
- 六 利用団体の研修計画及び研修中の指導及び助言に関すること
- 七 利用団体への研修講師のあっせん及び勤務時間の報告に関すること
- 八 利用団体への研修施設のあっせん及び連絡調整に関すること
- 九 利用団体が実施した研修活動の評価に関すること
- 十 ボランティアの育成及び管理に関すること
- 十一 社会教育実習生及びインターンシップに関すること
- 十二 ホームページの運用に関すること
- 十三 広報に関すること(企画事業及び研修支援事業等の研修事業に関するもの)
- 十四 地域団体との連携に関すること
- 十五 朝のつどい、夕べのつどい及びオリエンテーションに関すること
- 十六 予約手続及び予約受付の補助に関すること
- 十七 予約後の利用団体との連絡調整の補助に関すること
- 十八 受入準備及び受入手続の補助に関すること

十九 利用団体管理システムの補助に関すること

二十 その他専門的指導業務に関すること

2 主任企画指導専門職においては、企画指導専門職の職務の連絡調整を所掌する。

第5条 事業推進係においては、次の業務を所掌する。

一 予約手続及び予約受付に関すること

二 予約後の利用団体との連絡調整に関すること

三 受入準備及び受入手続に関すること

四 入所受付及び入所時の手続に関すること

五 入所中の団体への諸対応に関すること

六 退所手続に関すること

七 利用団体管理システムに関すること

八 利用者の安全及び健康の管理に関すること

九 利用者が使用する施設・設備の点検及び修繕に関すること

十 利用者への貸出物品の管理に関すること

十一 食堂業務との連絡調整に関すること

十二 利用に係る調査、統計に関すること

十三 拾得物及び遺失物の取扱いに関すること

十四 広報に関すること（企画指導専門職が担当する企画事業及び研修支援事業等の研修事業に関するものを除く）

十五 利用者アンケートの収集および分析に関すること

十六 オリエンテーションの補助に関すること

十七 その他事業の推進、施設利用に関すること

第6条 総務係においては、次の業務を所掌する。

一 日程管理及び連絡調整に関すること（他の係等の所掌に係るものを除く。）

二 運営協議会その他の会議に関すること（他の係等の所掌に係るものを除く。）

三 文書の接受、発送、管理、情報公開及び公印の制定、改廃、管守に関すること

四 職員の人事評価、能力開発(研修)に関すること

五 職員の任免、給与、服務規律、懲戒その他人事に関すること

六 職員の勤務、旅行命令に関すること

七 職員の健康及び安全の管理、福利厚生、災害補償に関すること

八 共済組合業務に関すること

九 機密、式典、諸規則の制定、改廃等の庶務的業務

十 業務の監査、危機管理に関すること

十一 自己点検・評価に関すること

十二 公用車自動車の運用に関すること

十三 その他の係等の所掌に属さない業務に関すること

第7条 管理係においては、次の業務を所掌する。

一 予算及び決算に関すること

二 工事契約、物品の購入その他の契約の締結に関すること

三 支出決議に関すること

四 前払金その他金銭出納に関すること

五 債権の管理、収入に関すること

- 六 資産の管理に関すること
- 七 防災その他建物管理に関すること
- 八 施設、設備の点検（他の係等の所掌に係るものを除く）及び整備に関すること
- 九 電気設備、ボイラー設備、上下水道等の維持管理に関すること
- 十 職員宿舎に関すること
- 十一 公用自動車の管理に関すること
- 十二 その他の管理業務に関すること
（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。